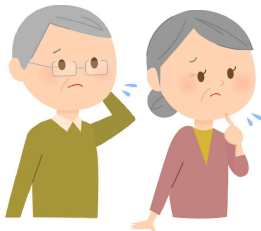


令和5年税制改正大綱



令和5年税制改正大綱が発表されたらしいですね。
相続や贈与についてはどのような改正がされたのですか？

贈与に関する改正案が多い内容となっています！
 インボイスに関する内容もあったので以下ご参照下さい。



資産税に関する主な内容

◆暦年贈与の加算期間見直し

現行3年間 → 改正案 **7年間**へ伸長

◆相続時精算課税贈与の改正

110万円の基礎控除を新設

※110万円の基礎控除範囲内であれば相続税の申告に加算されない為、相続発生直前は暦年贈与と相続時精算課税贈与の**有利不利検討が必要**となります

◆教育資金、結婚子育て資金の非課税贈与の改正

- ・ 契約終了時の贈与税が特例税率(有利な税率)から**一般税率**へと変更
- ・ 教育資金→3年延長(R8.3.31) 結婚子育て資金→2年延長(R7.3.31)

◆空家に係る譲渡所得の3,000万円控除の改正

- ・ 解体等時期の要件を譲渡年の翌年2月15日までに緩和
- ・ 適用者が3人以上の場合は特別控除額を2,000万円に縮減
- ・ 適用期限を4年延長(R9.12.31)

◆マンションの相続税評価について(今後の検討事項)

市場価格との乖離の実態を踏まえ、今後適正化を検討

消費税に関する主な内容

◆インボイス導入に向けての負担軽減

- ・ インボイス等により課税事業者となる場合、消費税の納税額を**売上税額の2割**とする激変緩和措置を3年間講ずる(R5.10.1～R8.9.30)
- ・ 1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存が無くとも帳簿のみで仕入税額控除が可能に(課税売上1億円以下・開始後6年間の限定措置)

最近のできごと



先日、前職の同僚とキャンプへ行ってきました！
 キャンプへ行くのは本当に久しぶりで、キャンプ慣れしている同僚の指示で寝袋やテントなどを揃えます。
 当日は天気のいいキャンプ日和(真冬笑)。皆それぞれがテントを組み立て、晩御飯の用意をします。
 晩御飯は鍋とバーベキュー。寒い中、パチパチと鳴る火を囲みながら皆と話すことは本当にいい体験となりました。
 道具も揃えたので、また機会があれば行きたいと思います。

